

# 「市内中小企業経営実態調査事業」

## 企画提案募集要項

令和3年8月23日

那覇市経済観光部  
商工農水課 商工振興グループ

## 1 募集概要

### (1) 事業の名称

「市内中小企業経営実態調査事業」（以下、本事業という）

### (2) 事業目的

本市は、市内中小企業の経営実態を把握するため、平成 29 年度に初めて実態調査事業を実施した。

そこで得られた調査結果から、市内中小企業の経営基盤強化に必要とされる施策展開として、次年度以降「市内中小企業経営基盤強化事業」や「民間資金調達促進マッチング事業」等を実施するなど、第 5 次総合計画の示す「稼げるまちづくり」を目指して取り組んできたところである。

それまでは、国の基幹統計調査や県、支援機関の調査等により、本市の中小企業が共通して抱える課題については把握がされているものの、本市の中小企業が具体的にどのような事に悩み、どのような施策を求めているのかといった、本市の中小企業に特化した経営実態調査がなされてこなかった。

しかしながら、前回調査により本市の中小企業が抱える課題は全国的な調査と大枠では合致するものの、本市特有の課題等も明らかになった。

また、令和元年度までの本市の経済状況は、入域観光客数が右肩上がり雇用環境も大幅に改善するなど好調に推移してきたが、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波は、観光関連産業に牽引されてきた本市の経済に深刻なダメージをもたらすこととなった。

4 年ぶりに本事業調査を実施し、本市中小企業の現状について前回調査と比較検討するとともに、With コロナ、After コロナを見据えた課題や要望を把握し、有効な施策展開に繋げていくものである。

### (3) 業務内容

「別紙 1 市内中小企業経営実態調査事業 業務委託仕様書」のとおり

### (4) 提案上限額

5,578,000 円（消費税及び地方消費税込み）

### (5) 募集等の主なスケジュール

①公募開始日	令和 3 年 8 月 23 日（月）
②質問受付期間	公募開始日～令和 3 年 8 月 30 日（月）正午
③質問回答	令和 3 年 9 月 2 日（木）
④応募申請書提出期限	令和 3 年 9 月 14 日（火）正午
⑤プレゼンテーション予定日	令和 3 年 9 月 29 日（水）
⑥契約予定日	令和 3 年 10 月 6 日（水）

## 2 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 市税を完納していること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者を除く。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。那覇市が警察署等に照会することについて承諾できること。
- (7) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技術を備えていること。（複数事業者によるコンソーシアムも可）
- (8) 那覇市内に本社若しくは支店又は営業所を有する事業者等であること。（コンソーシアムの場合は、代表事業者の要件とする）

## 3 質問事項

「(様式 9)質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「市内中小企業経営実態調査に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

質問期限：令和 3 年 8 月 30 日(月)正午

宛 先：k-syou001@city.naha.lg.jp

回 答：令和 3 年 9 月 2 日(木)に、本市公式ホームページに掲載する。

## 4 協力連携事業者について

本事業を実施するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。

ただし、この場合、応募者は 1 社とし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること及び他の応募者の協力連携事業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は「2 応募資格」記載の(1)～(7)までの要件を満たすものとする。

## 5 提案書作成及び提出について

### (1) 提出書類

- ①参加申請書兼誓約書（様式 1）
- ②提案参加届出書（様式 2）
- ③協力連携事業者予定調書（様式 3） ※複数事業者による応募の場合のみ
- ④会社概要（様式 4）
- ⑤セルフチェックリスト（様式 5）
- ⑥提案書（様式なし。作成の際は「別紙 2 提案書作成要領」参照）
- ⑦業務実績調書（様式 7）
- ⑧見積書（様式 8-1）
- ⑨見積明細書（様式 8-2）
- ⑩定款
- ⑪登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑫直近の市町村税の完納（滞納が無いことの）を証明する書類  
（税額表示あり。1ヶ月以内に発行されたもの。）  
※新型コロナウイルスの影響により一時的に納税が困難となっている事業者は、  
那覇市納税課（または市町村役場納税担当課）で徴収猶予の相談を行った上、下記  
アとイの証明書等を提出  
ア 「徴収猶予許可通知書(マルトク)の写し」  
イ 納税証明書「市税の滞納のみの証明書(徴収猶予中の記載が必要)」  
※コンソーシアムの場合は、①、④、⑦、⑩、⑪、⑫が全社分必要となります。

### (2) 形式

- ①提案書は「別紙 2 提案書作成要領」の内容を必ず記載することとする。
- ②提案書は表紙を除いて 10 頁以内とする。
- ③各書類は正本・副本ともに 1 部単位で A4 フラットファイルに編綴し、書類毎にインデックスタブを貼付すること。  
ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。
- ④正本 1 部、副本 7 部の計 8 部を提出すること。なお、副本は正本のコピーで構わない。  
また、提案書については電子ファイル(PDF)でも送付すること。  
※電子ファイルについては下記アドレスへメールにて提出。  
※紙媒体をスキャンしたものではなく、ワードやエクセル、パワーポイント等を PDF 形式で保存したもの。
- ⑤カタログ等がある場合は、提案書とは別にバインダー等に綴じ、1 部を提出すること。  
提案内容を説明する重要事項は、提案書にその旨記述すること。

### (3) 提出期限

令和 3 年 9 月 14 日(火)正午

(4) 提出先

**紙媒体** 正本1部、副本7部の計8部

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎6階 商工農水課

※受付は午前9:00~17:00(12:00~13:00は除く)。

※閉庁日(土日、祝日)は受付不可。

※郵送提出は不可。

**電子ファイル** 「(様式6)提案書」(別紙含む)

E-Mail: k-syou001@city.naha.lg.jp

※件名を「市内中小企業経営実態調査 提案書」とすること。

※提出期限内であれば紙媒体提出後の送信で構わない。

## 6 提案審査評価に関する事項

(1) 審査方法

書類審査及びプレゼンテーションを実施により選定する。

企画提案審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。企画提案・価格点の計105点満点とする。

※1 応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。

※2 プレゼンテーション審査については、新型コロナウイルス感染症の状況次第でWEB形式により実施する可能性がある。

審査評価区分	審査評価方法	配点
企画提案	提案書及び提案者によるプレゼンテーションを元に、審査及び評価を行う。	100点
価格	見積額の審査を行う。	5点

### 評価項目

評価項目		
1	企画提案コンセプト (1枚に全体像をまとめ示すこと)	
2	全体計画立案業務	①調査計画
		②分析計画
3	アンケート調査 (サンプリング調査)業務	①アンケート調査手法
		②アンケート調査項目

4	ヒアリング調査業務	①ヒアリング調査手法
		②ヒアリング件数
		③ヒアリング調査項目
5	施策分析及び 調査報告書作成業務	①施策分析方法
		②調査報告書構成
6	事務管理業務	事務管理・体制
7	実績	実績及び優位的事項
8	価格点	見積価格

(2) 日時及び場所

日時：令和3年9月29日(水)※時間は別途通知

場所：那覇市役所本庁6階 602会議室

(3) 提案審査実施方法

企画提案：15分以内

質疑応答：10分以内

(4) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(5) 評価結果の通知

委員会の選定結果を受け、優先交渉者及び次点交渉者を選定後、全提案事業者あてに通知する。

(6) その他

①順番については、企画提案書を受け付けた順とする。

②プレゼンテーション当日の追加資料配布は認めない。

③プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更は一切認めない。

④プロジェクター、スクリーンについては事務局で準備するが、その他プレゼンテーションに必要な物は持参すること。

⑤市役所本庁舎駐車場を利用する際は、事業者にて料金を負担すること。

## 7 受託事業者の決定及び契約

優先交渉権者と提案内容・契約内容について詳細な協議を行い、受託事業者として決定し、委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入る。

- (1) 契約期間（履行期間）  
契約締結日から令和4年3月31日(木)まで
- (2) 契約締結にあたっての主な留意事項
  - ①本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の使途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
  - ②本事業の再委託については、発注者の承認を要件とする。

## 8 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 一つの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

## 9 その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 企画提案書に関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (3) 本事業の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された全資料の所有権は市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (7) 本事業の公募に係る質問については電子メールのみとし、電話等では取り扱わない。  
ただし、質問内容及び本市の回答内容は、本市公式ホームページに掲載する。

## 10 お問い合わせ先

那覇市役所 経済観光部 商工農水課 商工振興グループ（本庁舎6階）

TEL:098-951-3212 FAX:098-951-3213

E-Mail k-syou001@city.naha.lg.jp 担当：幸地